私は、六諭会を代表して、請願第４号日常生活用具給付等事業における排泄管理支援用具給付基準額の見直しについての請願に対し、反対の立場で討論させていただきます。

この事業は、市町村が行う地域生活支援事業のうち、必須事業の一つで、障がい者等の日常生活がより円滑に行われるために用具を給付または貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的にした事業であり、補助負担割合は、国 50/100 以内、県 25/100 以内と市の補助を合わせ９割を助成し、原則１割が利用者負担となります。さらに利用者負担については、世帯の所得等に応じて、生活保護世帯や低所得世帯は負担ゼロで、ほかは負担上限月額が設定され、１月にそれ以上の負担は生じないことになっています。

また、障がい者の方が、日常生活用具費以外で受けられるサービスには、１、税金の控除及び免除、２、交通運賃の割引、３、各種公共料金の減税、４、就学助成、５、年金及び手当、６、介護支援、７、医療（更正医療、重度障がい者医療費の助成など）があります。

そこで、ストーマ装具等の購入価格も物価高騰の影響により値上がりしているとは思いますが、安易に排泄管理支援用具給付基準額の見直しをするのではなく、どのような利用者が、どれだけ負担が増えて支援を必要としているのか等を検証してから、支援が必要な人に助成することが大事だと思います。市からの助成金も、元は市民からの血税であり、限りある野田市の財政であります。

したがって、この事業にはストーマ装具だけではなく、紙おむつ等の給付についてもしかり、広く見れば生活困窮者、年金受給者、老老介護者等、全てにおいて検証してから、支援が必要な人に助成するべきです。

よって、以上の理由によりこの請願には反対といたします。